

大田区立男女平等推進センター条例（平成11年条例第32号）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区立男女平等推進センター条例 平成11年12月13日 条例第32号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 男女共同参画社会の実現に資するとともに、区民の自主的な活動の場を提供するため、大田区立男女平等推進センター（以下「センター」という。）を<u>大田区大森北四丁目6番7号</u>に設置する。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（施設）</p> <p>第3条 センターには、次に掲げる施設を設ける。</p> <p>（1） 学習室</p> <p><u>（2） 多目的ルーム</u></p> <p><u>（3） 相談室</u></p> <p><u>（4） 子ども室</u></p> <p><u>（5） ベビールーム</u></p> <p><u>（6） その他区長が必要と認める施設</u></p> <p>（使用）</p> <p>第4条 センターの施設、付帯設備又は特殊器具（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしないものとする。</p> <p><u>（1） 営利を目的とする行為があると認めるとき。</u></p> <p><u>（2） 使用目的に虚偽があると認めるとき。</u></p> <p><u>（3） 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。</u></p> <p><u>（4） 管理上支障があると認めるとき。</u></p> <p><u>（5） 前各号</u>に掲げるもののほか、区長が使用を不相当と認めるとき。</p>	<p>○大田区立男女平等推進センター条例 平成11年12月13日 条例第32号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 男女共同参画社会の実現に資するとともに、区民の自主的な活動の場を提供するため、大田区立男女平等推進センター（以下「センター」という。）を<u>大田区大森北四丁目16番4号</u>に設置する。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（施設）</p> <p>第3条 センターには、次に掲げる施設を設ける。</p> <p>（1） 学習室</p> <p><u>（2） 工房</u></p> <p><u>（3） 和室</u></p> <p><u>（4） 調理室</u></p> <p><u>（5） 音楽室</u></p> <p><u>（6） 多目的ホール</u></p> <p><u>（7） 相談室</u></p> <p><u>（8） 子ども室</u></p> <p><u>（9） ベビールーム</u></p> <p><u>（10） その他区長が必要と認める施設</u></p> <p>（使用）</p> <p>第4条 センターの施設、付帯設備又は特殊器具（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしないものとする。</p> <p><u>（1） 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。</u></p> <p><u>（2） 管理上支障があると認めるとき。</u></p> <p><u>（3） 前2号</u>に掲げるもののほか、区長が使用を不相当と認めるとき。</p>

新	旧
<p>3 区長は、その構成員の半数以上が区に在住し、在勤し、又は在学する者（以下「区内居住者等」という。）である団体が、男女共同参画社会づくりの促進を図る目的で区民一般に公開された講座、講演会、展示等を開催するために施設等を使用するときは、規則で定めるところにより、当該団体に施設等を優先して使用させることができる。この場合において、区長が特に必要と認める事業のために使用するときは、当該団体に優先して使用することができる。</p> <p><u>4 区長は、施設等の使用承認について、管理上必要な条件を付すことができる。</u></p> <p>第5条から第7条まで （略）</p> <p><u>（施設等の変更制限）</u></p> <p><u>第7条の2 使用者は、施設等の使用に際して、特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。</u></p> <p>第8条 （略）</p> <p><u>（使用の変更及び取消し）</u></p> <p>第9条 <u>使用者は、承認された内容の変更又は取消しをしようとするときは、規則で定めるところにより、区長に変更又は取消しの申出をし、その承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。</u></p> <p>(1) 使用目的又は使用条件に違反したとき。</p> <p>(2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3) 災害その他の事情によりセンターの使用ができなくなったとき。</p> <p>(4) 工事その他の都合により区長が特に必要と認めたとき。</p> <p><u>（入館の制限）</u></p> <p><u>第9条の2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、センターへの</u></p>	<p>3 区長は、その構成員の半数以上が区に在住し、在勤し、又は在学する者（以下「区内居住者等」という。）である団体が、男女共同参画社会づくりの促進を図る目的で区民一般に公開された講座、講演会、展示等を開催するために施設等を使用するときは、規則で定めるところにより、当該団体に施設等を優先して使用させることができる。この場合において、区長が特に必要と認める事業のために使用するときは、当該団体に優先して使用することができる。</p> <p>第5条から第7条まで （略）</p> <p>第8条 （略）</p> <p><u>（使用承認の取消し等）</u></p> <p>第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) 使用目的又は使用条件に違反したとき。</p> <p>(2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3) 災害その他の事情によりセンターの使用ができなくなったとき。</p> <p>(4) 工事その他の都合により区長が特に必要と認めたとき。</p>

新	旧
<p><u>入館を断り、又は退館させることができる。</u></p> <p><u>(1) 他人に危害を加え、又は迷惑をかける者</u></p> <p><u>(2) センター内において許可なく物品の販売その他の営業行為をする者</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められる者</u></p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第10条 使用者は、施設等の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。<u>第9条</u>の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(センターの管理)</p> <p>第12条 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって次条の規定により指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、センターの管理を<u>行わせることができる。</u></p> <p>(指定管理者の指定手続)</p> <p>第13条 区長は、次の要件を満たす団体を選定し、議会の議決を経て、これを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1) 区民の公平かつ平等な使用が確保されること。</p> <p>(2) センターの効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られること。</p> <p>(3) センターの管理を安定して行う能力を有していること。</p> <p>2 前項の規定による指定を受けようとする団体は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。</p> <p>3 区長は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示する。<u>指定を取り消し、又はセンターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。</u></p>	<p>(原状回復の義務)</p> <p>第10条 使用者は、施設等の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。<u>前条</u>の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(センターの管理)</p> <p>第12条 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって次条の規定により指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、センターの管理を<u>行わせる。</u></p> <p>(指定管理者の指定手続)</p> <p>第13条 区長は、次の要件を満たす団体を選定し、議会の議決を経て、これを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1) 区民の公平かつ平等な使用が確保されること。</p> <p>(2) センターの効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られること。</p> <p>(3) センターの管理を安定して行う能力を有していること。</p> <p>2 前項の規定による指定を受けようとする団体は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。</p> <p>3 区長は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示する。</p>

新			
第14条から第16条まで (略)			
別表 (第5条関係)			
使用区分 施設名	午前	午後	夜間
	午前9時 ～正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時
第1学習 室A	1,100円	1,500円	1,500円
第1学習 室B	1,100円	1,500円	1,500円
第1学習 室C	1,300円	1,800円	1,800円
第1学習 室D	1,200円	1,600円	1,600円
第1学習 室E	1,400円	1,900円	1,900円
第2学習 室	2,600円	3,500円	3,500円
多目的ル ーム	7,800円	10,400円	10,400円

備考

(削除)

旧				
第14条から第16条まで (略)				
別表 (第5条関係)				
使用区 分 施設名	使用日	午前	午後	夜間
		午前9 時～正 午	午後1 時～午 後5時	午後6 時～午 後10時
第一学 習室	平日	540円	940円	940円
	土曜日・日曜 日・休日	600円	1,140 円	1,140 円
第二学 習室	平日	700円	1,140 円	1,140 円
	土曜日・日曜 日・休日	740円	1,300 円	1,300 円
第三学 習室	平日	700円	1,140 円	1,140 円
	土曜日・日曜 日・休日	740円	1,300 円	1,300 円
工房	平日	620円	1,000 円	1,000 円
	土曜日・日曜 日・休日	640円	1,200 円	1,200 円
第一和 室	平日	320円	560円	560円
	土曜日・日曜 日・休日	360円	660円	660円
第二和 室	平日	320円	560円	560円
	土曜日・日曜 日・休日	360円	660円	660円
調理室	平日	700円	1,200 円	1,200 円
	土曜日・日曜 日・休日	840円	1,500 円	1,500 円
音楽室	平日	1,080 円	1,700 円	1,700 円
	土曜日・日曜 日・休日	1,140 円	2,100 円	2,100 円
多目的 ホール	平日	1,800 円	2,700 円	2,700 円
	土曜日・日曜 日・休日	1,800 円	3,300 円	3,300 円

備考

(1) 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する

新	旧
<p><u>(1)</u> 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。</p> <p><u>(2)</u> 2使用区分以上の使用の場合に限り、中間の時間(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時まで)を使用することができる。この場合においては、それぞれ中間の時間に係る料金は徴収しない。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、規則で定める日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。</u></p>	<p><u>休日をいう。</u></p> <p><u>(2)</u> 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。</p> <p><u>(3)</u> 2使用区分以上の使用の場合に限り、中間の時間(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時まで)を使用することができる。この場合においては、それぞれ中間の時間に係る料金は徴収しない。</p> <p><u>(4) 営利を目的とする物品の販売その他これに類する目的に使用する場合は、本表使用料の5割相当額(計算方法については、区長が別に定める。)を本表使用料のほかに徴収する。</u></p> <p><u>(5) 区外のもの(個人についてはその者が区内居住者等以外の者をいい、団体についてはその構成員の半数以上が区内居住者等以外のものをいう。)が施設を使用するときは、本表使用料の2割相当額(計算方法については、区長が別に定める。)を本表使用料のほかに徴収する。ただし、前号の規定により本表使用料が割増しとなる場合は、この限りでない。</u></p>